

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第13回				
開催年月日	平成26年8月3日(日)				
開催時間	13:00~17:15				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西CC	次期施設推進班 次期施設推進班 次期施設推進班	工場長 主幹 主幹 主査 主査補 副主査	大須賀 利明 土佐 光雄 鳥羽 洋志 浅倉 郁 中野 竜一 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課長	伊藤 勉
		栄町環境課		課長	池田 誠
	コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		常務課長	鈴木 幸造 朝日 大輔

※欠席：堀本桂委員（印西市公募住民）

※傍聴人：19人

次第	頁
1 開会	3
2 報告	3
3 会議録について（第12回会議）	6
4 候補地の2次審査（案）について	6
5 候補地の3次審査（案）について	35
6 その他	47
7 閉会	49

次第1 開会

浅倉郁（事務局：主査）

只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第13回会議を開会します。

まず、事務局から1点報告があります。

堀本委員は所用のため、欠席との連絡を事前にいただいています。

それでは、開会に当たり委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

皆さん、こんにちは。

周辺住民意見交換会は、暑い中大変ご苦労さまでした。

また、本日も大変な暑さの中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、候補地の2次審査を是非纏めたいと思います。

その後、候補地の3次審査の進め方に関して、活発な意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

以後の会議進行を委員長をお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、本日の第13回会議の会議録署名委員の指名を行います。

今回は山口委員と藤森委員をお願いします。

次第2 報告

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「報告」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

大須賀利明（事務局：工場長）

去る7月10日の木曜日に、印西地区環境整備事業組合議会の臨時会が開催され、用地検討委員会に関する案件の議決が2件ありましたので、報告します。

1件目は、候補地の応募数が当初予算要求時の見込み数よりも多いことから、会議開催数を増やす運びとなったことによる用地検討委員会の委員報酬及び会議録作成業務委託料の増額を主にした増額補正予算を要求し、賛成全員で可決しました。

2件目は、「滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願」についてです。

本請願は、地方自治法第124条の規定のもと、組合議会議長宛てに提出されています。

本請願の紹介議員である山本清組合議員からの説明後、質疑、討論を経て、採決の結果、不採択となりました。

また、議案審議の質疑応答の中で、松尾榮子組合議員から用地検討に関する意見が出され、事務局から用地検討会に報告する旨の回答をしたので、合わせて報告します。

意見としては、「用地検討委員会では、15名の委員の皆さんが責任を持って真剣に地域の声もきちんとお聞きになって取り組んでいただきたい」とのことです。

報告は以上です。

寺嶋均（委員長）

只今、事務局から組合議会臨時会に関する報告がありました。

ここで、私から2点程、委員の皆さんに確認したい事項があります。

1点目は、「滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願」ですが、本請願は用地検討委員会委員長寺嶋均宛てにも提出されています。

5月25日に開催した第11回会議の次第その他で事務局から報告があり、6月22日に開催した第12回会議では、本請願の写しが参考資料として提出されています。

第12回会議で事務局から説明がありましたが、本請願は請願法に則り提出されたものであり、請願の趣旨及び内容は既に全委員が確認しているものと思います。

請願という強い意見の提出があったことは真摯に受け止めたいと思いますが、用地検討委員会における本請願の取り扱い、今後の調査審議において委員の皆さんがそれぞれの考えにより判断することにしたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

2点目は、山本清組合議員から、去る7月13日に開催した現在地に関するサンクタス千葉ニュータウン中央との周辺住民意見交換会の閉会后に、何点か意見をいただきました。

意見としては、去る7月12日に開催した滝地区に関する滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会の日程が市主催のタウンミーティングと重なったことについて、日程調整の悪さに関し意図的と思えること及び同意見交換会は会議の進め方の悪さから、開催の趣旨である「滝地区が候補地であることについての意見等の集約」とかけ離れたものになってしまい、意見交換会としては流会に値すると考えるので、再開催することを含め苦言を呈するとのことです。

日程調整の件は、事前に町内会を代表する方の要望のもと、十分に調整したものであり、意図的なものでは決してないことを事務局に確認しました。

結果的に市主催のタウンミーティングと重なってしまいましたが、日程等の調整には更なる慎重さと配慮が必要であると事務局に申し伝えました。

滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会は、私は当日出席していなかったことから、録画DVDを注意深く確認しましたが、特段意見交換会として趣旨からかけ離れたものという印象はなく、質疑及び意見も他の町内会との意見交換会でもいただいているものと同様、用地選定に関するものであったと受けとめています。

当日出席された担当委員と録画DVDをご覧になった委員が、どのような感想を持ち、また、受け止めたのか、意見があればお願いします。

河邊安男（副委員長）

私は滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会に出席しましたが、今、委員長が話したとおりだと思います。

多くの意見としては、「現在地に建替え用地があるのに、なぜ移転を検討しているのか」という趣旨ですが、これは他の地区でも全く同じような意見が出されています。

また、周辺住民意見交換会の開催趣旨は、住民の皆さんの理解度・協力度を図るということですが、私なりに住民の皆さんの理解度・協力度が判断及び判定出来たと考えています。

滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会は適切に行われた意見交換会であり、流会にする必要は全くないという認識を持っています。

黒岩七三（委員）

私も同様に流会にする必要は全くないと思います。

私は滝地区に関係する3箇所の周辺住民意見交換会の全てに出席していますが、他の地区でも同じような質疑応答がありました。

反対意見の出し方は色々あると思うので、意見交換会として成立していると思います。

藤森義韶（委員）

私も大体同じような意見ですが、滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会での意見の多くは現在地の取り扱いであったことから、滝地区に関する質疑がほとんどなかったことは山本清組合議員の仰るとおりだと思います。

しかしながら、周辺住民意見交換会を流会にすべきような内容ではなかったと思います。

渡邊忠明（副委員長）

滝野は他の地区とは異なり連合会なので判断が難しい部分はありますが、かなりの人数の出席があったこと及び多様な意見を拝聴したうえで「各委員は今後どう取り組むのか」という質問が投げ掛けられ、住民の皆さんと我々の意見の交流もあったことから、立派な意見交換会であったと認識しています。

寺嶋均（委員長）

只今、皆さんから意見がありましたが、滝野自治会連合会を対象として開催した周辺住民意見交換会は、意見交換会として成立したものと判断することによろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第3 会議録について（第12回会議）

進行（委員長）

次第の3番、「第12回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

まず、公開対象となる第11会議のコンパクト版会議録（案）ですが、皆様の机上に配布していますので、8月8日までに校正をお願いしたいと思います。

次に第12回会議の会議録は、参考として全文会議録を7月14日に皆様へメール送信していますが、公開対象となるコンパクト版会議録は、現時点で作成が完了していません。

つきましては、大変申し訳ありませんが、コンパクト版会議録の作成が終わり次第、皆様にメール送信し、内容確認の後、最終版を郵送したいと考えています。

寺嶋均（委員長）

6月以降は周辺住民意見交換会が毎週のように開催され、事務局は多忙であったようですが、第12回会議のコンパクト版会議録は、事務局から説明のあったとおりの扱いにしたいと思えます。

次第4 候補地の2次審査（案）について

寺嶋均（委員長）

次第の4番、「候補地の2次審査（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

説明の前に1点報告します。

本日の会議開催に当たり、意見書が2通提出されています。

1通目は渡邊副委員長、2通目は木刈在住の津島氏から提出のあった意見書です。

本日の審議の参考としてください。

それでは、候補地の2次審査（案）について説明します。

会議資料の1ページ及び確認資料の1ページと2ページをご覧ください。

前回会議において、No.5地域住民の日常生活への影響における住宅、学校等、病院等について各候補地の状況を再確認する運びとなりましたので、まず確認結果の説明をします。

審議項目が多いことから、候補地毎に審議をお願いします。

まず岩戸地区の住宅ですが、これまでの報告通り100m超から300m以内に住宅を確認しているので、マイナス5点となります。

学校等は、前回会議で学校法人時任学園を評価対象から外すことで決しましたが、その後の調査で平成19年度に1名の卒業生を確認しました。

平成20年度以降は生徒が居ないことも合わせて確認しています。

しかしながら、現在も意欲的に生徒を募集しており、1名でも入学者がある場合は、すぐにでも学校として機能し得るものです。

また、他の候補地では、将来計画の住宅であっても評価の対象とする判断をしているので、念のため、学校法人時任学園の再審議をお願いします。

次に、岩戸地区②のいんば学舎に関し、新たな情報を確認しました。

事業主体は社会福祉法人印旛福祉会で、障害者を対象とした就労支援を行っています。

パン工房、松かさや木切れを利用したクラフト工房及び畑作など、40名程度が従事しています。

いんば学舎の建物は300m以内に入っていないませんが、当該社会福祉法人が所有する隣接山林内でクラフトの材料収集や椎茸栽培などを行っています。

病院等は、これまでの報告通り300m以内に関連施設はないことから、減点なしとなります。

岩戸地区の説明は以上です。

寺嶋均（委員長）

只今、岩戸地区において新たにはっきりしたこととして、時任学園といんば学舎の説明がありました。

これらの施設をどのように評価に反映したら良いか、皆さんの意見ををお願いします。

柴田圭子（委員）

いんば学舎について、クラフトの材料収集や椎茸栽培を行っている山林と岩戸地区の候補地との距離関係を確認します。

浅倉郁（事務局：主査）

100m超から300m以内に当該山林は位置しています。

柴田圭子（委員）

100m以内ではないということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

柴田圭子（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

いんば学舎は、学校法人ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

社会福祉法人です。

寺嶋均（委員長）

時任学園は、平成19年度に1名の卒業生を送り出していること及び社会福祉法人が所有し活動している山林が100m超から300m以内に位置している事実を受けて、学校等に関する今迄の評価をどうするか、意見があればをお願いします。

岩井邦夫（委員）

時任学園について、学校を閉めていない限り、学校側の意見も良く聞いたうえで判断した

らいかがかという意見を申し上げた記憶がありますが、時任学園は現時点で生徒はいないものの、学校を閉めるつもりはなく、生徒が居ればいつでも再開するというのであれば、やはり学校だと思えます。

現時点で生徒がいなくとも、我々が一方的に時任学園は学校法人ではないと決めることは問題があると思うので、学校として認めるべきだと思います。

藤森義韶（委員）

時任学園は、正門が100m超から300m以内に位置しているとのことでしたが、正門から校舎までは、どの程度の距離がありますか。

亀倉良一（委員）

150m位です。

岩井邦夫（委員）

判断の基準は校舎がどこにあるかではなく、武西地区の東京電機大学と同様に敷地が掛かっているかどうかです。

寺嶋均（委員長）

今回、100m超から300m以内に位置する時任学園といんば学舎に関する新たな情報を得て、学校等をこれまでのゼロ点のままにするか、マイナス5点に変更するかという判断になると思います。

亀倉良一（委員）

当初、時任学園は学校として取り扱いましたが、画一的な見方ではなく現時点の実態を重視して柔軟に判断すべきという意見を申し上げ、結果、評価の対象から外れました。

また、柔軟な判断としては、現在地における将来計画の病院を評価対象に加えたことも挙げられます。

本日、事務局から平成19年度に1名の卒業生があったとの報告がありましたが、7年前の話なので、やはり実態としては学校とみなすべきではないと考えます。

寺嶋均（委員長）

本日、事務局から新たに報告のあった、いんば学舎の取り扱いもあります。

亀倉良一（委員）

いんば学舎の実態は、障がい者がパンなどを作って販売していることから、学校等の教育機関ではないというイメージを持っています。

いんば学舎は社会福祉法人が運営する障がい者の就労支援の場所なので、学校の範疇には入らないと思います。

また、今更の話ですが、各地の周辺住民意見交換会に出席し、特に評価基準について色々な鋭い指摘や意見が出され、納得する点が多々ありました。

候補地の比較評価項目・基準・配点は候補地が抽出される前に決めましたが、実際に候補地が抽出された後に地域の実態に即して考えることも必要だと思います。

例えば、滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会で、現在地では100m以内の歯科医院を病院とみなすにも関わらず、滝地区から600m程度離れた場所に立地する総合病院を全く評価の対象としないことはおかしいという意見が出されました。

なるほどと思い、評価範囲を300m以内ではなく、600mから700m位に広げてみたところ、評点結果はさほど変わりませんでした。矛盾点を指摘された以上、やはりある程度そうした意見をくみ上げながら纏めていく必要があると思います。

実態を重視し、第三者から見た場合に、きちんと理屈が合っている、感覚的にも合っていると受け止めてもらえる評価基準にしたほうが、住民との意思疎通が図れるのではと感じました。

寺嶋均（委員長）

評価範囲の300mは、ごみ焼却施設による近隣公害をベースに、公開の会議で大分議論したうえで設定しました。

住民の皆さんの色々な意見はありますが、現時点で簡単に変えるわけにはいかないと思います。

確かに実態を踏まえる必要もあると思いますが、この点を議論すると収拾がつかないので、多数決が妥当と考えます。

渡邊忠明（委員）

時任学園の取り扱いは、亀倉委員、岩井委員、どちらにも一理あり、判断しかねていますが、いんば学舎は障がい者支援施設なので、病院等の特別養護老人ホーム程ではないけれども、少し配慮する必要があるのではという認識を持ちます。

玉野辰弘（委員）

いんば学舎に赴いた際、室内に5～6人の人影が動いている様子を確認しましたが、常時何人位が活動しているか把握していますか。

浅倉郁（事務局：主査）

事務局でいんば学舎に赴いた際は、40人程度を確認しました。

玉野辰弘（委員）

分かりました。

鬼沢良子（学識経験委員）

いんば学舎は、活動している山林だけが300mの範囲内で、建物は300mの範囲外ということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

いんば学舎の建物は、候補地から400m程度離れています。

河邊安男（副委員長）

その山林は、常時使用しているのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

2度現地確認しましたが、いずれも山林を歩いている姿は見えていません。

藤森義韶（委員）

その山林の様子や活用している内容をもう少し細かく知りたいです。

浅倉郁（事務局：主査）

その山林内でクラフト工房における工作の材料収集及び椎茸栽培を行っています。

藤森義韶（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

色々と状況がはっきりしてきました。

時任学園といんば学舎を学校法的に受けとめ、特にいんば学舎は学校法的ないしは社会福祉施設的な受けとめ方をし、岩戸地区の学校等をマイナス5点と評価する案と、今迄通りゼロ点と評価する案で決を採りたいと思います。

藤森義韶（委員）

時任学園といんば学舎を一括して評価するのではなく、別個の評価をお願いします。

寺嶋均（委員長）

学校等の中で一緒に括れると思います。

岩井邦夫（委員）

マイナス5点かゼロ点かということですね。

寺嶋均（委員長）

そうです。

藤森義韶（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

今迄通りゼロ点と評価する委員は挙手してください。

(挙手2名)

寺嶋均（委員長）

マイナス5点と評価する委員は挙手してください。

(挙手9名)

寺嶋均（委員長）

岩戸地区の学校等の評価は、マイナス5点で決しました。

次に滝地区の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

滝地区について説明します。

住宅は、これまでの報告通り100m以内に住宅を確認しているので、マイナス10点となります。

学校等は、関連する施設と考えられるものとして、候補地東側の市道を挟んだ向かい側の100m以内に、NPO法人里山の会エコモが管理する学習林があります。

この学習林は、現地調査の際に委員の皆様を確認していただきました。

画像は滝地区②となります。

なお、滝野小学校が本年度、この学習林で授業を行ったことを確認していますが、滝野中学校における本年度の使用は、現時点ではありません。

また、100m超から300m以内に牧の原公園があります。

画像は滝地区③となります。

この公園は、都市公園法で規定する地区公園に該当し、テニスコート3面の他、遊歩道などが整備され、主に徒歩圏内の居住者の利用を目的とした大規模な公園です。

病院等は、これまでの報告通り300m以内に関連施設はないことから、減点なしとなります。

滝地区の説明は以上です。

寺嶋均（委員長）

質問や意見があればお願いします。

河邊安男（副委員長）

新たに公園の情報提供がありました。他の地区には公園はないという捉え方で良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

都市公園は上位から順に総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園という区分があります。

後程説明しますが、現在地の100m超から300m以内に、総合公園として県立の北総花の丘公園があります。

寺嶋均（委員長）

100m以内にある学習林及び100m超から300m以内にある地区公園をどのように受け止めて評価すべきか、意見があればお願いします。

なお、地区公園は景観的な観点からも考慮するものになると思います。

河邊安男（副委員長）

地区公園と総合公園を同等の施設として採り上げた理由を確認します。

また、説明のあった公園区分の最下位である街区公園も同等の施設に該当するのか確認します。

浅倉郁（事務局：主査）

地域住民の日常生活への影響の分類として、住宅、学校等、病院等の3つを掲げています。

また、学校等は、学校、保育所、図書館を指し、病院等は、病院、診療所、特別養護老人ホームを指しますが、現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、当該分類に準じて評価するとしています。

公園は、不特定多数が利用する公共施設なので、学校等に類する情報として提供していません。

また、ある程度の規模以上の公園を採り上げました。

寺嶋均（委員長）

公園は、地域景観という観点から評価の対象になるのではないかとこのことを先程申し上げましたが、只今の説明は不特定多数の利用者への影響や配慮も含めて評価する必要がある

ということですか。

亀倉良一（委員）

公園が近くにあると評価点が下がる理由が分かりません。

例えば、都心ではご存じのように焼却施設の隣に学校があるのは当たり前で、大病院があることもさほど珍しいことではありません。

松戸市の和名ヶ谷クリーンセンターの近隣には大病院と中学校があります。

そうした中、公園まで減点評価対象にすると減点枠が大きく広がってしまいます。

大須賀利明（事務局：工場長）

事務局は、不特定多数の方が集まる類似施設をあくまで情報提供しているだけで、情報提供した施設を評価に加えるべきという提案をしているわけではありません。

各施設をどう捉えるかについては、皆様で審議していただければと思います。

渡邊忠明（副委員長）

都市公園は、都市計画があれば必ずある施設です。

皆さんは、それを承知のうえで評価基準等を纏めてきたので、今更という感がなきにしもあらずです。

土田寛（委員）

大項目の1つとして生活環境の保全を掲げ、小項目では地域住民の日常生活への影響としています。

失念していたわけではありませんが、都市公園法に定められる公園自体は、規模別のカテゴリだけに止まらず、地域住民の方達の日常的な利用頻度との関係によってもカテゴリ化されているものです。

都市公園法で定める公園は、都市としてある意味必ず設置しなければならず、更に言うと住民1人当たり10㎡以上のオープンスペースを確保しなさいということが国の方針です。

都市的な生活を前提に考えた場合は、不特定多数ないしは地域利用という観点のオープンスペースは、当然配慮されるべきという気はします。

ただ、先程、河邊副委員長から指摘がありましたが、総合公園及び地区公園の利用頻度は毎日ではありません。

1番下にカテゴリ化されている2, 500㎡を標準規模とする街区公園は、従前、児童公園という表現でした。

子供が少なくなり高齢化が進んだので、児童公園ではまずいだろうという配慮もあり、街区公園という名称に変えましたが、やはり日常のお年寄り、児童、学童が親御さんと一緒に利用するという意味でいくと、地区公園などよりもプライオリティーの高い、配慮すべき施設かもしれません。

5箇所の候補地の周辺300m以内には街区公園はなさそうですが、申し上げたいのは、不特定多数の方々が頻度を問わず、都市生活、地域生活上で使われるオープンスペースが都市公園法に担保された都市施設に準ずるもの、ないしは都市施設そのものとしてあるということは、頭の片隅に置いて議論すると良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員の仰る通りで、そうした観点からすると街区公園を重視すべきです。

土田寛（委員）

街区公園を重視すべきかもしれません。

渡邊忠明（副委員長）

先程事務局から、街区公園は規模が小さいので評価対象外という趣旨の説明があり、凄く違和感を持ちました。

寺嶋均（委員長）

地域住民の日常生活への影響は、住宅、学校等、病院等という3つのカテゴリーで分けています。

公園がどこに該当するか分かりませんが、ごみ焼却施設が近接することで影響を与えるという考え方で評価すべきか否か。

土田寛（委員）

実は前回の議論からそうなのですけれども、住宅、学校等、病院等という3つのカテゴリーがある中、学校等に対する元々の趣旨、狙いどころから、やや肥大化して話が進んでいるような気がするので、概念的になるかもしれませんが、学校等の中身及び判断基準の議論が必要かもしれません。

また、候補地別で評価してほしいという事務局からの依頼ですが、今回、少年野球グラウンドなども含め、新たに情報提供のあった各施設が、3つのカテゴリーのどこに分類されるのかを全体として眺め、一体で議論したほうが良いと思います。

なお、先程の岩戸地区の社会福祉法人は、もしかすると病院等のカテゴリーに入れておいたほうが良いと思いました。

寺嶋均（委員長）

あえて整理して提案しますが、100m以内にある里山の会エコモが管理する山林は、滝野小学校が授業で使用していることから学習の場になっていること及び100m超から300m以内にある牧の原公園を各委員で考慮し、感覚的な評価になるかもしれませんが、滝地区における学校等の評価をこれまで通りのゼロ点、あるいはマイナス5点、マイナス10点という3つのケースを常識ある大人の判断による挙手で最終決定したいと思います。

土田寛（委員）

1点だけ確認します。

寺嶋均（委員長）

どうぞ。

土田寛（委員）

学習林は里山の会エコモが管理していると資料に記載していますが、何を管理しているのですか。

また、里山の会エコモが土地の所有権を持っているのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

直接、里山の会エコモに聴取しておらず、現地に設置されている看板で情報収集しました。

里山の会エコモは、土地の所有権を持っていません。

土田寛（委員）

学習林の運営をしているということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

下草刈りなど、学習林の維持管理をしています。

土田寛（委員）

日常管理をしているということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

そう判断しています。

土田寛（委員）

学校が、授業で他者の敷地を使う場合は、事故なども想定されるので、申請行為等の何らかの手続きをしていると思いますが、里山の会エコモは当該手続きの相手になっているのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

現地の看板に本埜村立小中学校の学習林と表記されています。

土田寛（委員）

小中学校ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

直接、小学校に確認しましたが、授業の一環として、この学習林を利用しているとのことです。

土田寛（委員）

学校が所有する学習林ではないという理解で良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

土田寛（委員）

自己所有していない山林をNPOが学習林として管理していて、学校側が授業で利用したいことから、ある種の契約行為の中で成立している関係ということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

ただ、土地所有者は未調査です。

土田寛（委員）

公的利用の場合、ある種の契約ないしは責任問題に関する決め事が必ずあることから、その概要を確認したかっただけなので、土地所有者情報は必要ありません。

鬼沢良子（学識経験委員）

学習林の利用頻度を再度説明してください。

浅倉郁（事務局：主査）

小学校3年生の授業で、5月に1回使用するとのことでした。

鬼沢良子（学識経験委員）

年間に1回だけですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

亀倉良一（委員）

今回、新たな施設が色々と情報提供されましたが、各地で開催した周辺住民意見交換会で指摘された施設を取り纏めて紹介したということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

前回会議で、各候補地の周辺の状況を再調査することになり、社会的弱者や不特定多数が集まる公共的施設を抽出して資料を纏めました。

亀倉良一（委員）

学習林は滝野自治会連合会との周辺住民意見交換会で指摘がありましたが、周辺住民意見交換会の場で具体的な評価項目として指摘されたのは、学習林の他にどのような施設がありましたか。

浅倉郁（事務局：主査）

周辺住民意見交換会の場で指摘があったのは、この学習林だけです。

大須賀利明（事務局：工場長）

今回、多くの関係施設を情報提供している理由を説明します。

前回会議で、現在地の100m以内にある歯科医院を病院等における評価対象に加え、マイナス10点としました。

正直に申し上げますが、事務局における病院等の概念は、入院施設のある病院及び診療所でしたので、通院の歯科医院まで評価の対象とする考えは、全くありませんでした。

ところが、委員の皆様から指摘をいただき、会議で決するところにより通院の歯科医院も評価対象に加える運びとなりました。

こうした経緯と反省点がある中、事務局としては社会的弱者や不特定多数が集まる公共的施設を漏れなく情報提供し、委員の皆様には評価対象とするか否かを審議していただくこととしましたので、よろしくお願いします。

寺嶋均（委員長）

情報提供はありがたいのですが、評価対象とするか否かの判断は大変なので、皆さんの常識に基づいて判断せざるを得ないと思います。

滝地区について、色々と関連する質問や意見がありましたが、一先ず学校等に公園を含む解釈として、学校等をゼロ点にするか、マイナス5点にするか、マイナス10点にするか、挙手で決したいと思います。

藤森義韶（委員）

決する前に1点良いですか。

寺嶋均（委員長）

どうぞ。

藤森義韶（委員）

学習林を学校が利用する頻度は、年1回なので、評価対象に加える必要はないと思います。
そこまで採り上げると切がなです。

むしろ学校関係では、毎日生徒が通行する通学路のほうが影響は大きいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

異議なし。

藤森義韶（委員）

学習林は決を採る必要がないと思います。

寺嶋均（委員長）

只今の藤森委員の意見も含めて、挙手で決するしかないと思います。

亀倉良一（委員）

学習林は100m以内という位置付けですか。

寺嶋均（委員長）

学習林は100m以内になります。

渡邊忠明（副委員長）

学習林を評価対象に加えるか否か。

寺嶋均（委員長）

そういう意味合いも含めて、各委員で総合的に判断することになります。

河邊安男（副委員長）

各委員の判断で良いです。

山本博久（委員）

決をお願いします。

寺嶋均（委員長）

では、今迄の評価通りゼロ点と評価する方。

(挙手11名)

寺嶋均（委員長）

マイナス5点と評価する方。

(挙手2名)

寺嶋均（委員長）

最後にマイナス10点と評価する方。

(挙手0名)

寺嶋均（委員長）

以上の結果、これまで通りのゼロ点と評価する委員が1番多いので、滝地区の学校等の評価は変更なしとします。

次に武西地区の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

武西地区は、これまで報告した以外に新たに確認した施設はありません。

住宅は、100m以内に住宅があることからマイナス10点です。

学校等は、100m以内に東京電機大学の敷地があることからマイナス10点です。

病院等は、100m以内に特別養護老人ホームがあることからマイナス10点です。

寺嶋均（委員長）

武西地区は、再調査の結果、新たなものは確認されなかったとのことですが、意見や質問があればお願いします。

黒須良次（委員）

武西地区を含めて確認しますが、事務局で作成した確認資料2-1で、新たに確認した施設の位置を丸印でプロットしていますが、実際のところ、丸印と施設の敷地の大きさがどの程度整合しているのか良く分かりません。

例えば、既に議論したところですが、岩戸地区のいんば学舎です。

私は、いんば学舎のオソロク倶楽部に食事に行ったことがあります。これ程大きな敷地であったかどうか疑問です。

いんば学舎は数棟の施設がありますが、丸印のプロットの大きさは3～4ha程度を表していると思います。

渡邊忠明（副委員長）

社会福祉法人が山林を所有しています。

黒須良次（委員）

山林があるのですか。

要するに、その敷地の範囲が丸印のプロットと概ね同等かどうかという点です。

また、滝地区の牧の原公園ですが、正確な公園の区域は北側の道路の境界まで続くと思います。

また、現在地の北総花の丘公園ですが、正確には地域交流館の東側、調整池の周辺も公園区域だと認識しています。

同様に武西地区の分譲予定の戸建住宅地ですが、丸印のプロットはごく一部であり、もっと広がりがあると思います。

同じく武西地区ですが、戸建住宅地の丸印のプロットの北側に武西百庚申塚があり、石塔が塚の上に並んでいる緑地と一体となった公園があると聞いています。

それらの点が明記されていないので、先程、事務局から、こういった施設を再度共通認識として挙げたらどうかという説明がありましたが、地元の住民としては、その辺が多少アバウトと感じました。

また、同じことが吉田地区の吉田グラウンドにも言えると思います。

事務局から補足説明があればお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

黒須委員の指摘のとおり、確認資料2-1の候補地周辺の状況確認位置図はアバウトな内容で、位置関係のイメージ図として作成しています。

また、武西地区で指摘いただいた公園について、大変申しわけありませんが見落とししていました。

寺嶋均（委員長）

黒須委員から資料に対する意見がありました。既に決した岩戸地区と滝地区の採点を調整する必要があるのかどうか。

土田寛（学識経験委員）

調整する必要はないと思います。

岩井邦夫（委員）

点数自体は変わりません。

寺嶋均（委員長）

調整する必要はないということによろしいですね。

それでは、武西地区はこれまで報告のあった以外に、新たに確認した採点に影響を及ぼす施設はないということですが、武西地区はこれまで通りの評価点で異議ありませんか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次に、吉田地区の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

吉田地区について説明します。

住宅は、これまでの報告通り100m超から300m以内に住宅を確認しているので、マイナス5点となります。

学校等は、関連する施設と考えられるものとして、100m超から300m以内に吉田グラウンドという少年野球施設があり、主として休日に使用しています。

なお、グラウンドは3面あります。

病院等は、これまでの報告通り300m以内に関連施設はないことから、減点なしとなります。

吉田地区の説明は以上です。

寺嶋均（委員長）

300mより少し離れている位置になりますが、吉田グラウンドという少年野球施設があるとの説明が、本日新たにありました。

吉田グラウンドをどのように捉えたら良いか、意見や質問等があればお願いします。

山口進（委員）

吉田グラウンドは、300mの範囲外です。

浅倉郁（事務局：主査）

先程、100m超から300m以内という説明をしましたが、正しくは300mエリアの近傍になります。

渡邊忠明（副委員長）

それであれば、そもそも情報提供する必要はないと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

正確な位置の把握及び距離計測は誤差も考えられることから、念のため情報として提供しました。

寺嶋均（委員長）

近隣公害として影響があり得るかどうかという判断になります。

河邊安男（副委員長）

各委員の判断で良いと思います。

寺嶋均（委員長）

吉田グラウンドは学校等のカテゴリーに含まれると考えますが、これまで通りゼロ点の評価か、マイナス5点の評価か、挙手で決したいと思います。

これまで通りゼロ点の評価で良いという委員は挙手してください。

(挙手13名)

寺嶋均（委員長）

全員ゼロ点の評価です。

よって、吉田地区の学校等はこれまで通りの評価で確定します。

最後に現在地の説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

現在地について説明します。

住宅は、これまでの報告通り100m超から300m以内に住宅を確認しているので、マイナス5点となります。

学校等は、同等施設という視点から何件か新たに情報提供します。

まず100m以内ですが印西西消防署があります。

市内の幼稚園、保育園、小学校の授業として見学を実施しており、年間500人程度の見学者があるとのこと。

また、組合施設の温水センターがあり、年間15万人程度の利用者がいます。

また、商業施設のアルカサル2階でテナント営業している進学塾があります。

次に100m超から300m以内では、先程も説明した県立北総花の丘公園があります。

全体面積は50haで、都市公園法で規定する総合公園として、休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用がされています。

また、前回会議で指摘のあった千葉ニュータウン中央駅南口のテナントビルですが、1階にクリニック、2階に認可外保育施設、3階に進学塾があります。

なお、この認可外保育施設を印西市に確認したところ、平成29年度に認可を取得する準備を施設運営者が進めているとのことでした。

また、印西市地域交流館があります。

この交流館を印西市に確認したところ、市民の交流機会の創出を目的に、主に自発的な学習活動に供するよう、会議室、工作室、調理室、視聴覚室などのほか、子育てコーナーや図書コーナーなどが整備され、年間約10万人が利用しているとのことでした。

次に病院等は、100m以内に前回会議で指摘のあった歯科医院があります。

この歯科医院は、商業施設のアルカサール2階でテナント営業しています。

現在地の説明は以上です。

寺嶋均（委員長）

意見や質問等があればお願いします。

渡邊忠明（副委員長）

印西西消防署について、見学者が年間約500人なので、先程の滝地区の学習林のようなスケールと考えられます。

よって、評価対象とする必要はないと思います。

温水センターは、自分の身を自分で食べるようなもので、仮に次期中間処理施設が移転する場合、温水センターを整備する可能性があるため、評価対象とすることにナンセンスを感じます。

進学塾はテンポラリーなものなので、評価対象とする必要はないと思います。

山本博久（委員）

進学塾と歯科医院は、商業施設内のテナント営業なので、あくまで商業的な施設という見方が正しいと思います。

また、学校は公的な機関としての永続的がありますが、進学塾は撤退する場合や、より近い場所に進出する場合もあるので、非常に不確定な要素が強いと思います。

黒須良次（委員）

地域の皆さんが通勤通学などで利用する千葉ニュータウン中央駅の徒歩圏内、日常生活圏内に、医療行為を行う診療所や歯科医院があることは、それらが市街化調整区域やその近辺の車でしか行けないような場所に多くある現状からすると、非常に大切なものだと思います。

医療機関の入居形態がテナントであるという形式的な話ではなく、住民目線からすると、お年寄りでも子供でも皆が利用しやすい場所にあることは、評価すべきだと感じます。

土田寛（学識経験委員）

資料に印西西消防署の見学者として、約500人/年と記載されていますが、印西クリーンセンターの見学者はもっと多いと思います。

見学は社会勉強なので、印西西消防署と温水センターは評価対象に値しないと思います。

また、一部既に答えが出ており繰り返しになりますが、日常生活への影響ということについて言えば、都市計画法の11条で規定する都市施設と、医療・教育機関であつてもただの

民間施設を比較した際のプライオリティーは、日常生活の根幹に関わり上位に位置する都市施設側に利があると考えるべきなので、民間の床貸し業の中に一時テナントないしはテナントとして占有権を有しているサンクタス千葉ニュータウン中央のテナントの歯科医や、駅前商業施設テナントの進学塾などは、一義的には配慮及び考慮する必要はないと考えます。

また、全体意見交換会でも一部意見がありましたが、民間施設が進出する前に現施設が操業していることを鑑みると、今後、現施設があることで当該民間施設が撤退することは考え難いです。

よって、現施設が周辺に与える影響の度合いは、そう大きなものではないと考えられます。

渡邊忠明（副委員長）

異議なし。

黒須良次（委員）

先程の確認の続きですが、北総花の丘公園は、正確には地域交流館の東側、調整池の周辺も公園区域だと認識しており、本公園は現在地の100m以内に位置していると思いますが、事実関係を確認します。

大須賀利明（事務局：工場長）

先程の滝地区の審議の際、公園は評価対象としないことで決しましたが、現在地では公園を評価対象にすべきという考えでしょうか。

それであれば、現在地の敷地境界から北総花の丘公園までの距離が100m以内かどうか、速やかに調査します。

寺嶋均（委員長）

事務局から公園の取り扱いに関する問題提起がありましたが、意見はありますか。

土田寛（学識経験委員）

公園に関する事実関係を確認する意味や落としどころについて、先に黒須委員に確認したほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

あくまでも関連要素としての事実確認であり、情報を正確に把握したいだけで、落としどころというところまでは考えていません。

また、情報の正確性ということ言えば、先程、サンクタス千葉ニュータウン中央は歯科医院だけというようなニュアンスの話がありましたが、そうではありません。

皆さんご存じのように歯科医院のほか診療所があり、更には空いている店舗は医院を募集中です。

岩井邦夫（委員）

歯科医院と診療所があることは資料に記載されています。

黒須良次（委員）

社会的に住民生活に大切な施設として、住宅、学校等、病院等の概念には全く含まれていませんが、千葉ニュータウン中央駅が挙げられます。

駅は、朝早くから夜遅くまでたくさんの人が利用しますが、印西クリーンセンターの煙突は非常に大きく、駅から1番良く見えると思います。

地域住民と広域住民の視点からみて、都市交通の拠点となる施設があることは、関連要素として十分考慮すべきだと思います。

また駅は、土田学識経験委員が述べられた都市計画の施設で、たくさんの方が利用する地域の中心なので、重要な評価項目として考えられるべきものと思います。

渡邊忠明（副委員長）

駅の使用を廃棄物処理施設において考慮した事例はありますか。

私の知る範囲ではありません。

土田寛（委員）

駅を考慮した事例は多分ないと思います。

千葉県の土地利用指定方針、用途地域の指定方針もしくは印西市が指定方針を具体的に持っているかは把握していませんが、東京都の場合、商業地域及び近隣商業地域等に代表される用途地域の指定方針で、駅及び駅乗降客数と、その周辺地区の規模によって商業地域の容積率をどの位に指定するかについて、具体的な数字を示した指定要件を定めています。

そういう意味では、駅が商業地域と連動する中で都市の中心というような言い方は、一部の都市地域には当てはまりますが、私が確認した範囲では、印西市ないしは千葉ニュータウン中央駅周辺の日常生活は、局所的に見られるピークの時間帯における右左折方向の渋滞等々及び電車の本数が少ないことを勘案すると、駅依存型ではなく車依存型なので、駅中心型の都市構造を必ずしも前提とする必要はないと考えます。

そういう意味では、千葉ニュータウン中央駅は1日当たり3万人の方が利用していますが、ピークは一時的なもので、多分ピーク時間は1時間程度に集約されると思います。

以上のことから、千葉ニュータウン中央駅について、都市のこれからの将来像を考えたときの構造論のようなものも含めて考えると、11条施設の候補地の評価項目として気にする内容ではないと思います。

また、公園は先程も申し上げましたが、やはり日常生活への影響ということであれば、旧児童公園、現街区公園のほうが日常的な生活と密着しています。

総合公園である北総花の丘公園は県立なので、残念ながら印西地区のためだけの公園ではなく、千葉県民のための公園です。

物事を拡大して考え、そうした公園まで評価対象に加えると、清掃工場の行き先がなくなってしまうということも含め、北総花の丘公園が100m内外であるかどうかは大きな問題にすべきではないと考えます。

渡邊忠明（副委員長）

先程指摘しているように、日常生活への影響を議論するに当たり街区公園の情報がないことは調査不足だと思います。

土田寛（委員）

多分、各候補地の周辺に街区公園はないと思います。

黒須良次（委員）

今、公園の位置付けの話がありましたが、住民としては違和感を覚えます。

北総花の丘公園などがあることを背景に、千葉ニュータウン中央駅の南側には余り公園が

整備されていません。

県立の広域公園である北総花の丘公園を、地域住民は街区公園的にも地区公園的にも利用している実態があります。

都市計画の変更が2年前にあり、千葉ニュータウン中央駅の南地区では、小学校がなくなり、近隣公園が街区公園に変更・縮小されました。

よって、この南地区の住民は、北総花の丘公園にますます依存せざるを得ない状況です。

形式的な公園の大、中、小、あるいは利用者の設定など施設計画的な背景は当然あると思いますが、住民として地域住民の生活実態、利用実態という目線で見ると、身近な街区公園などと同等の機能も合わせ持つ公園であると認識すべきだと思います。

渡邊忠明（副委員長）

説明が足りませんでした。

現在地で公園を取り挙げるのであれば、他の候補地周辺の街区公園をきちんと調べたうえで総合的に判断しなければならないということです。

浅倉郁（事務局：主査）

指摘のあった街区公園を印西市のホームページで確認しましたが、各候補地の敷地境界から300m以内に当該公園はありません。

河邊安男（副委員長）

先程、事務局から話がありましたが、滝地区の審議で公園は評価対象から外すと決めているので、北総花の丘公園も同じ考え方で整理するのが当然だと思います。

岩井邦夫（委員）

地域交流館が300m以内にあり、私も頻繁に利用しています。

次期中間処理施設がどこに建つのか分かりませんが、情報発信拠点の機能及び環境学習にも効果がある施設を整備するといった基本方針を周辺住民意見交換会で説明しているにも関わらず、地域交流館が近くにあることをマイナス評価することは、自己矛盾になると感じるので、地域交流館は評価対象から外したほうが良いと思います。

自分で造ると施設と同類の施設をマイナス評価することは矛盾が生じると思います。

渡邊忠明（副委員長）

温水センターをマイナス評価することと同じ考え方ですね。

岩井邦夫（委員）

温水センターも同じ考え方になると思います。

寺嶋均（委員長）

印西消防署と印西クリーンセンターへの小学生等の見学は、徒歩による引率ですか、それともバスでいらっしゃいますか。

浅倉郁（事務局：主査）

両方ですが、バスが多いです。

柴田圭子（委員）

周辺住民意見交換会で、現在地は他の候補地とは状況が違うのに、なぜ同じような尺度で比較評価するのかという意見が出されたと思いますし、私も以前、そのような意見を申し上げ

げた記憶があります。

今、地域交流館を評価対象にすると自己矛盾に陥るという意見がありましたが、公的な施設及び学校に準じる施設の範囲を考えようとしているので、自己矛盾には当たらないと思います。

市街化調整区域における他の候補地は、こうした施設は全くない中、現在地だけが市街化区域で色々な施設が既に建っている状況です。

地域交流館や公民館に準じる施設があるのは現在地だけなので、地域交流館を評価対象とするか否かを審議し、結果、評価対象に加えるとなっても全く問題ないと思います。

また、先程、亀倉委員から、滝地区の600m以内に総合病院があることなどから、候補地が揃ってから評価基準を変えることもあり得るのではという意見がありましたが、そもそも現在地を候補地に加えることで一悶着があったことから、現在地の評価はシビアに行うべきで、何でも評価対象から外すというスタンスではないほうが良いと思います。

また、保育施設などがテナント営業していて、いつどうなるか分からないという意見がありましたが、現時点で現実に子供達がそこにいる状況も事実です。

そのような現状と将来性の点では、リハビリテーション病院の計画も同様です。

そうした色々な現実を踏まえ、また、周辺住民意見交換会のどの会場でも「なぜ現在地を候補地に入れたのか」と言われているので、きちんとシビアに審議して、各施設の取り扱いをどうするか、もう少し煮詰めたほうが良いと思います。

藤森義韶（委員）

現在地に関係する周辺住民意見交換会で、現在地を候補地の1つとして位置付けたことに対して色々な意見が出ています。

我々は、意見の整理をしたはずでしたが、住民の皆さんは十分に納得し切れていないのが現状だと思います。

現在地は、既に現施設があるということを前提にするのではなく、5箇所の候補地の比較は、全く同一的に行うべきだと思います。

また、テナント営業であっても区別するのではなく、柴田委員が仰ったように、公平に見るべきだと思います。

つまり、あるものはあるという前提で評価すべきだと思います。

土田寛（学識経験委員）

事務局から情報提供のあった施設毎に、評価対象とするか否かを決することも考えられます。

寺嶋均（委員長）

最終判断の前提条件をまず整理するということですね。

土田寛（学識経験委員）

周辺住民意見交換会に関する印象及び感想を含めた意見が幾つかありましたが、どこが良い、悪いということではなく、都市計画プロパーとしての立場から1点だけ言わせていただきたいのは、都市施設の場所を決めることに関し、「現在地がなぜ候補地に挙がっているのか」という意見も確かにありましたが、「既に都市計画決定されている現在地内に建替え用

地があるにも関わらず、なぜ今のプロセスになっているのか」という意見も同じ位あったことを踏まえて考える必要があると思います。

何よりも、清掃工場は都市の生活を支えるインフラとして非常に重要なものであり、かつ公益性が1番高いレベルにある施設であることを含んでいただき、清掃工場が既に立地している中、なぜ都市計画があるのかという話は、民間のあらゆる建築行為及び建物利用行為は、放っておけば好き勝手やるので、ある種のレギュレーションを決めて土地利用計画、用途地域として規制を掛ける方向にならざるを得ません。

そうした意味からすると、今の状況を招いているのは、印西市のこれまでの都市計画の脆弱性が一部露呈している部分ではありますが、あえて都市インフラとして非常に重要な施設が、ある意図をもって現在地に立地し、これまでの都市づくりも一部牽引してきたという側面もあるということは含んでほしいと思います。

どうも、あっちだこっちだという理論に流されがちなか中、何をどう評価しなければいけないのかというところの議論が、周辺住民意見交換会に出席した際、やや希薄に感じた部分でもあります。

皆さんは用地検討委員会の委員なので、その辺も是非含んでいただき、最終的には第三者に対して委員長名ではありますが、委員会として説明していかなければならない役目もあることを配慮したうえで判断いただければと思います。

亀倉良一（委員）

現在地に関して今決めようとしていることは、端的に言うと学校等と同等と認められる施設があるかないかです。

資料に記載されている温水センターと地域交流館は、還元施設として造ることは当たり前のことであり、これを否定すると自己否定になってしまうという意見が先程ありましたので、これは除くとして、消防署、進学塾、千葉ニュータウン中央駅、北総花の丘公園、進学塾、保育施設が学校等と同等と認められるかという採決で良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

北総花の丘公園を評価対象にすると、滝地区の地区公園を否定したのは何だったのかということになるので、その辺を十分踏まえたうえで判断してほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、施設毎に決を採ります。

まず、印西消防署を評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

(挙手 13名)

寺嶋均（委員長）

印西消防署は評価対象に加えないことで決しました。

次に、進学塾を評価対象に加える必要があるという委員は挙手してください。

(挙手)

寺嶋均（委員長）

進学塾を評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

（挙手）

寺嶋均（委員長）

進学塾は評価対象に加えないことで決しました。

次に、千葉ニュータウン中央駅を評価対象に加える必要があるという委員は挙手してください。

（挙手）

寺嶋均（委員長）

千葉ニュータウン中央駅を評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

（挙手）

寺嶋均（委員長）

千葉ニュータウン中央駅は評価対象に加えないことで決しました。

次に、北総花の丘公園を評価対象に加える必要があるという委員は挙手してください。

（挙手 3 名）

寺嶋均（委員長）

北総花の丘公園を評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

（挙手 10 名）

寺嶋均（委員長）

北総花の丘公園は評価対象に加えないことで決しました。

次に、進学塾と保育施設がある南口駅前テナントビルを評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

（挙手 9 名）

寺嶋均（委員長）

進学塾と保育施設がある南口駅前テナントビルを評価対象に加える必要があるという委員は挙手してください。

（挙手 4 名）

寺嶋均（委員長）

進学塾と保育施設がある南口駅前テナントビルは評価対象に加えないことで決しました。
これで学校等に関して事務局から情報提供のあった施設の取り扱いは全て決しました。
後は、病院等に関して歯科医院や診療所の取り扱いが残っています。

亀倉良一（委員）

病院等に関しては、前回会議で決しています。

寺嶋均（委員長）

このままですか。

藤森義韶（委員）

前回会議で既に決しています。

渡邊忠明（副委員長）

前回会議で決まったことです。

寺嶋均（委員長）

それでは、病院等は前回会議で決したマイナス10点とします。

浅倉郁（事務局：主査）

地域交流館の採決もお願いします。

寺嶋均（委員長）

最初に亀倉委員の意見があり、地域交流館と温水センターは評価対象外という流れでしたが。

柴田圭子（委員）

私は評価対象にすべきという意見です。
採決したわけではありません。

寺嶋均（委員長）

それでは地域交流館を採決します。

黒須良次（委員）

その前に、地域交流館を清掃工場の付随施設と同じではないかというイメージを皆さん持っていると思いますが、それは全然違うと考えています。

地域交流館は印西市の施設ですが、実質的にはかなり広域的にも使われており、この地域の住民活動、高齢者を含む住民のコミュニケーション、あるいは住民福祉の拠点的な施設であり、色々な活動が行われている施設です。

また、印西市の市民活動支援センターの事務局もあり、そこに登録している多数の団体の会員も集まります。

登録団体は、会議室などを無料で貸してもらえます。

印西市もこの拠点施設を上手く活用して、地域のコミュニティーを盛り上げていくような重要な施設として位置付けていると思います。

かなり多様な機能を有し、公民館の拡大版と言うか、広域的な地域の拠点になっています。

柴田圭子（委員）

異議なし。

岩井邦夫（委員）

次期中間処理施設のプラザ機能は、地域に開かれた学習及びコミュニケーションの場であり、そういう位置付けで考えています。

ついては、清掃工場は迷惑施設なので近寄ってはいけない場所ということではなく、地域に開かれた場所というイメージがあります。

黒須委員の意見とは違うと思いますが、募集要項を審議したときもそうしたイメージで考えていたと思いますし、周辺住民意見交換会でも事務局からきちんと説明しているので、地域交流館を減点の対象とすると本当に自己矛盾になると考えます。

黒須良次（委員）

それは少し解釈が違うと思います。

玉野辰弘（委員）

地域交流館は、ニュータウン地区の重要な施設だと思いますが、農村部の集会所施設や青年館も地区の交流の場として機能している部分があります。

仮に現在地に関係する地域交流館を評価対象とするのなら、その他の候補地に関係する集会所施設等の調査を行い、300m以内に該当する施設がある場合は評価を見直す必要があると思います。

渡邊忠明（副委員長）

賛成。

藤森義韶（委員）

私は白井市民ですが地域交流館を利用しますし、高齢者だけでなく子供や幼児など、世代を超えて利用しています。

印西市周辺に、これだけの規模の施設はないと思います。

白井市にもこうした施設は余りありませんが、そういう意味からすると、やはり相当重要視すべき施設だと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは採決します。

地域交流館を評価対象に加える必要がないという委員は挙手してください。

(挙手9名)

寺嶋均（委員長）

地域交流館を評価対象に加える必要があるという委員は挙手してください。

(挙手4名)

寺嶋均（委員長）

地域交流館は評価対象に加えないことで決しました。

岩井邦夫（委員）

温水センターは採決しなくて良いですか。

渡邊忠明（副委員長）

温水センターは、それこそ自己矛盾になります。

寺嶋均（委員長）

先程から意見がありますが、温水センターを評価対象にすると自己矛盾になります。

柴田圭子（委員）

自己矛盾という判断は凄くおかしいと思います。

周辺住民意見交換会で事務局は、次期中間処理施設について関連施設を含めどのような計画にすべきかを地元の方と話し合っていて決めていきたいと連発しています。

どのような施設になるか分かりませんが、地域交流館のような、あれ程の多機能の施設を清掃工場の近くに造るとはとても思えないので、地域交流館を評価対象とすることを自己矛盾だと言うほうがおかしいと思っており、今の採決は全然満足していません。

寺嶋均（委員長）

本日、No.5 日常生活への影響に関し、5箇所候補地における評価の前提条件を全て決しました。

最終確認しますが、前回会議で決した2次審査結果について、岩戸地区の学校等については、時任学園といんば学舎を評価対象に加え、評価点をゼロ点からマイナス5点に変更し、その他の項目は変更なしでよろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

（暫時休憩）

寺嶋均（委員長）

10分程休憩とします。

3時15分から再開したいと思います。

（再開）

寺嶋均（委員長）

用地検討委員会を再開します。

浅倉郁（事務局：主査）

委員長、よろしいですか。

寺嶋均（委員長）

どうぞ。

浅倉郁（事務局：主査）

本日配布した木刈在住の津島氏から提出のあった意見書について、1枚複写漏れがありましたので、大変申しわけありませんが追加配布します。

（複写漏れのページを配布）

藤森義韶（委員）

次の議題に入る前に1点確認します。

現在地に関係する周辺住民意見交換会で、現在地を候補地の1つに位置付けたことの是非に関する意見が、かなり出ていました。

我々は、現在地の扱いを用地検討委員会として確認しましたが、果たして用地検討委員会にそうした権限があったのかどうか。

その点を振り返った場合、我々が用地検討委員会として現在地を候補地の1つに位置付けたことについて、今後、異論を挟まれる余地はありますか。

寺嶋均（委員長）

現在地に関係する周辺住民意見交換会で、私も何回かそうした意見を聞いています。

用地検討委員会の設置根拠となる条例及び諮問書をベースに、事務局から説明してください。

浅倉郁（事務局：主査）

諮問書に掲げている諮問事項は全9項目ですが、最後の9番に「その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること」と掲げているので、用地検討委員会で現在地の取り扱いに関する意見を纏めることは、何ら問題ないと認識しています。

なお、現在地の取り扱いは、第5回会議及び第6回会議などの会議の中で、色々な意見をいただき、最終的には候補地の1つとして位置付けるという形で決めています。

藤森義韶（委員）

そういうことではなく、用地検討委員会で現在地の取り扱いを決めたことについて、法的に問題ないのかどうか、つまり用地検討委員会にそうした権限があったのかどうかについて質問しています。

浅倉郁（事務局：主査）

先程説明したように、諮問書の9番に「その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること」と掲げており、現在地に関して深い審議をしてきていただき、最終的には候補地の1つとして位置付けることで決しましたが、これをもって決定というわけではありません。

用地検討委員会で決した意見を参考にして、管理者・副管理者会議で決定する話なので、何か問題が生じるという認識はありません。

寺嶋均（委員長）

用地検討委員会で大変な議論を重ねたうえで、現在地を候補地の1つとして位置付けた経緯は、これまでの会議録等を確認すれば十分に分かると思います。

柴田圭子（委員）

12月22日に開催した第9回会議で中間答申書の案を審議した際も、現在地の取り扱いについて議論になっています。

例えば、最終的にどこにも候補地がなかった場合は、用地検討委員会で比較検討の対象とするように明記し、また、「答申（5）1による応募及び2による推薦がなかった場合」と、はっきりと条件を明記すべきというような議論です。

しかし、全く並列で比較評価を始めてしまったので、少しまずいと思いましたが、結局、その点を周辺住民意見交換会の場でも指摘され、しっかり答え切れていないという印象も受けているので、皆さんで整理したほうが良いと思います。

藤森義韶（委員）

危惧するところは、やはり現在地に関係する周辺住民意見交換会で、事務局側としてきちんと答え切れていないということが会議録の中にも見えます。

我々が決めたことは法的にも有効だという確固たる位置付けで今後の説明会等に臨まないと、厄介なことになると思い先程質問しました。

亀倉良一（委員）

現在地に関係する周辺住民意見交換会の後、委員長にも申し上げましたが、出された意見として「現在地を候補地の1つに位置付けるのは用地検討委員会の越権行為である」、「諮問書に書かれていないことを用地検討委員会が勝手に検討した」など、かなり誤解を起因とする意見がありましたが、これに対して事務局からきちんと答えられていませんでしたので、依然として誤解がそのまま残っています。

この問題を結論的に言えば、諮問した管理者・副管理者が、用地検討委員会で決した現在地の取り扱いを認めているので、用地検討委員会が越権行為をしていないことは明らかになっていますが、それと同時に、会議録で審議経過を確認すると、第4回会議録及び第5回会議録議で、きちんと順番を追って議論しています。

その結果、新たに公募を軸にすることを基軸にしなが、同時に前回計画における比較検討地と現在地を全部合わせて平等なテーブルの上のせて、共通の尺度で比較評価することが、きちんと決まっています。

そうした経過をきちんと踏んでいるので、やはり誤解をきちんと解いておく必要があると思います。

渡邊忠明（副委員長）

補足します。

亀倉委員の指摘のとおりですが、現在地を候補地の1つとして位置付けるか否かという議論が始まった際、委員から「我々にそのような権限があるのか」という質問がありました。

そのとき、私は諮問書を取り出して確認し、現在地を否定する内容が諮問事項の（1）～（8）までにありませんと申し上げました。

そして、「(9) その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること」を踏まえて、我々は現在地を候補地として良いのか悪いのか議論して差し支えないのではないかと申し上げましたが、その後、様々な議論が展開され、長年稼働してきた現在地を他の候補地の物差しとして候補地の1つに位置付けておくべきということに集約したと記憶しています。

また、7月13日に開催した周辺住民説明会で、午前のサンクタス千葉ニュータウン中央の際は事務局で経過をきちんと答えていましたが、午後の小倉台アビック21の際は事務局から明確な説明がなく、亀倉委員が先程説明されたとおりの状況です。

岩井邦夫（委員）

結果的に、現在地を候補地の1つに位置付けて比較評価することは、間違いではなかったと思います。

しかし、その権限が我々にあるかという話になると少し疑問があります。

諮問事項に、その他必要と認められることがあるので良いと思いますが、中間答申の際に管理者・副管理者から異論がなかったことが間違いはないことに対する唯一の証という理解で良いですか。

寺嶋均（委員長）

中間答申の際、管理者・副管理者に現在地の取り扱いは口頭でも報告しましたが、異議はありませんでした。

現在地の取り扱いについては、会議で随分議論したうえで、候補地の1つとして位置付け用地選定を行うという確かな最終結論を得た経緯は明らかだと思います

これから対外的な説明が必要とされる場合は、出来るだけ経緯も含めてきちんと話す必要があるかと思います。

それでは引き続き、No.6 地域景観への影響について、再々採点の結果を事務局から説明してください。

浅倉郁（事務局：主査）

No.6 地域景観への影響は、委員の皆様にも再々採点していただきました。

集計後の平均点は、会議資料1ページに記載のとおり、岩戸地区マイナス1点、滝地区マイナス3点、武西地区マイナス3点、吉田地区マイナス1点、現在地がマイナス2点です。

寺嶋均（委員長）

集計結果について意見や質問があればお願いします。

岩井邦夫（委員）

前回との変更部はどこですか。

浅倉郁（事務局：主査）

前は、武西地区がマイナス4点でした。

寺嶋均（委員長）

それ以外は前回通りですか。

浅倉郁（事務局：主査）

変わりないです。

寺嶋均（委員長）

再々採点の結果について報告がありました。

武西地区のみマイナス4点からマイナス3点に変更になり、その他の候補地は変更なしということです。

この評価結果について異議はありませんか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員の指導に従い、皆さんが粛々と採点された結果だと思うので、異議は全くありませんが、黒須委員が提出した意見書は、環境省の自然との触れ合い分野の環境影響評価技術の中の景観に関する調査予測手法2-1、代表的な心理学的測定手法のうち、マグニチュード推定法をもとに仰角だけを使って評価していたので、私は、非常に残念だという意見を申し上げました。

その際に少し触れましたが、その評価法の前に一対比較法というものがあります。

端的に結論を言うと、環境省のレポートを使うのであれば、使われた推定法の前に記述してあることにも触れてほしかったと思います。

黒須良次（委員）

渡邊副委員長は、何か誤解されていませんか。

私は、意見書の中で圧迫感の評価を提案したものではありません。

影響圏という考え方で、視野に入る範囲の大きさについて提案しました。

今、渡邊副委員長が仰ったことは圧迫感の評価であり、水平・垂直見込角の評価などであればそうなのでしょうが、私は各地区の煙突の高さを想定したうえで、どの位の範囲で可視域が広がるかという影響圏の大きさと、影響圏の範囲内において、人が集まる重要な場所など、そういった点を明確にして地区を比較することを提案しました。

影響圏の範囲内における人の入り込み、土地利用、居住形態、公園やレクリエーションの有無、通学など、そうした視点場の評価を組み合わせる提案です。

地域への影響という点では、基本的には影響圏の大きさイコール煙突の大きさです。

煙突高さの想定と、影響圏の範囲内における人のアクティビティの重要さの両方で評価すべきではないかという意見書です。

もし、圧迫感ということであれば、地区ごとに、影響圏内で中間処理施設は色々な見え方があります。

手前が隠れたり、あるいは全部見えたり、その視点というのは5地区の中に沢山あるので、圧迫感を一つひとつ評価するような詳細評価は困難で、今回はその方法が適用できる次元の話ではないと考えています。

山本博久（委員）

異議なしで決した案件なので、議論の必要はありません。

渡邊忠明（副委員長）

一言で説明します。

山本博久（委員）

議事進行でお願いします。

時間の問題もあります。

渡邊忠明（副委員長）

同じ指針を使うのであれば、見えの面積も使ってほしかったということです。

山本博久（委員）

それは、個人的な見解です。

黒須良次（委員）

何度も言いますが、圧迫感ということであれば、そうだと思います。

山本博久（委員）

それ以上の議論は別の場でお願いします。

寺嶋均（委員長）

見解の相違ということで、議事を進行します。

地域景観への影響の審議が終了したので、2次審査の全ての評価項目の審議が終了しました。

事務局から2次審査の最終結果を報告してください。

浅倉郁（事務局：主査）

岩戸地区の学校等の評価がゼロ点からマイナス5点に変更となりましたので、最下部の減点評価結果欄ですが、マイナス31点がマイナス36点に変更となります。

その他の滝地区、武西地区、吉田地区、現在地は変更ありません。

亀倉良一（委員）

地域景観への影響の集計結果ですが、端数処理をどう行ったのか確認します。

土田寛（学識経験委員）

四捨五入したとのことです。

鈴木幸造（コンサルタント：常務執行役員）

小数点以下の数字を読み上げます。

岩戸地区はマイナス1.14、滝地区はマイナス3.28、武西はマイナス3.42、吉田はマイナス1.14、現在地はマイナス2.42です。

浅倉郁（事務局：主査）

前面のスクリーンに2次審査の最終結果を表示しました。

吉田地区がマイナス30点で、第1位

岩戸地区と現在地がそれぞれマイナス36点で、同点第2位

滝地区がマイナス37点で、第4位

武西地区がマイナス59点で、第5位です。

寺嶋均（委員長）

この2次審査の最終結果を承認することによろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第5 候補地の3次審査（案）について

寺嶋均（委員）

次第の5番、「候補地の3次審査について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

会議資料の2ページをご覧ください。

3次審査は、3つの大項目が設定されています。

3次審査の配点は、No.14 周辺住民の理解度・協力度が40点、No.15 経済性が30点、No.16 地域社会貢献が30点で、合計100点となります。

まず、周辺住民の理解度・協力度ですが、確認資料の3ページをご覧ください。

これは岩戸地区の評価表ですが、以後のページに他の候補地の評価表を綴じています。

評価の着目点毎、赤字で記載している数字が、配点40点の内訳の事務局案です。

この赤字の内訳を審議願います。

具体的には、周辺住民の理解度・協力度は、評価リストを用いた5段階評価を皆様をお願いしていますが、まず、⑦の町内会の同意書があれば、事業の性格からして最大限の評価をすべきと考え、最大の40点が妥当と考えました。

また、①～⑥の項目は重要性を勘案し、⑤の賛成の程度及び⑥の継続協議が出来る状況か否かは、配点を多くしています。

①～⑥の配点を合計すると30点となります。

次に確認資料の8ページ、各町内会の評価の集計ですが、重みづけの欄をご覧ください。

岩戸地区を例とすると、関係する町内会は4団体ありますが、内訳として候補地が属する地元町内会である岩戸と、候補地の敷地境界から300m以内に位置する周辺町内会として、造谷、柏木台、大廻の3団体あります。

地元町内会と周辺町内会の重みづけを同じにすることは不適切と考え、事務局案を赤字で記載しています。

この赤字の割合を審議願います。

なお、候補地毎で関係する町内会の数に違いあること、また、現在地のように地元町内会がなく、周辺町内会だけという場合もあります。

地元町内会は全体の8割、周辺町内会は全体の2割という案になっています。

ただし、現在地は地元町内会がないことから、周辺町内会の2団体で5割ずつという案になっています。

やはり、本事業の性格を考えると、候補地が属する地元町内会と周辺町内会の重みの差はバランスをとる必要があると考えました。

寺嶋均（委員長）

これは、なかなか分かり難いと思いますが、確認資料3ページに既に決している評価基準から抜粋した着目点7つを横並びにし、重要度に応じて40点の配点を割付しています。

ここで事務局に1点確認します。

⑦番の同意書を除き、①番～⑥番の合計は30点ですが、No.14周辺住民の理解度・協力度は40点の配点としているので、合計を40点とすべきではありませんか。

岩井邦夫（委員）

同意書がないので40点にはならないということだと思います。

寺嶋均（委員長）

同意書がある場合に40点と評価することは結構だと思いますが。

大須賀利明（事務局：工場長）

事務局案の配点の割付ですが、まず町内会として同意書が出ていれば、既に理解度・協力度としては満点であるということで40点としています。

吉田地区では、町内会から同意書を既にいただいているので、1発満点の40点と考えており、この場合、①番～⑥番の評点は省略する考えです。

他の候補地は同意書がないので、①番～⑥番までの合計点30点について、皆様で周辺住民意見交換会の内容を確認した際のジャッジを基に点数化したいと考えています。

寺嶋均（委員長）

今の説明自体は良く分かりますが。

亀倉良一（委員）

今の説明だと、吉田は既に同意書があるので、周辺町内会の松崎もチェックしなくて良いという意味ですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

地元町内会の同意書として40点を付けるということです。

周辺町内会の松崎は、別途①番～⑥番で評点を付けていくので、吉田地区全体として満点ということではありません。

総合評価としては、当然、松崎の評点を加えるので、若干評点は下がると思います。

また、吉田が40点であっても、先程説明した重みづけで考えると、40点の8割、32点が実質の評点となります。

亀倉良一（委員）

本日、評価リストが改めて配布されていますが、これは関係ないということですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

本日配布した評価リストは、あくまでも説明資料として再度ブランクの表を示しただけで、

変更点等があるわけではありません。

鬼沢良子（学識経験委員）

各委員が評価リストを用いて5段階評価しましたが、それを点数換算し平均化するということですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

そのような流れになります。

本日、No.1 4 周辺住民の理解度・協力度に関して皆様に審議していただきたいことは、40点の配点を7つの着目点にどう振り分けるか及び地元町内会と周辺町内会の重みづけです。

それらが決定すれば、各委員の評価リストに基づき点数換算及び集計が可能となります。

藤森義韶（委員）

町内会の全世帯数と、周辺住民意見交換会の出席者数及びアンケート回答数の関係を整理する必要があります。

私は、全世帯数に対し、周辺住民意見交換会の出席者数が占める割合やアンケート回答数で、評価リストによる5段階評価に差をつけています。

ただ、アンケート回答数が多いことをもってプラス評価することが良いのかどうか難しいところです。

また、周辺住民意見交換会の出席者数が全世帯数の1割にも満たない町内会がある状況で、本当に評価して良いかどうかという問題がありますが、正直言って現状で評価せざるを得ません。

寺嶋均（委員長）

評価上、アンケートをどのように取り扱うか。

藤森義韶（委員）

それと出席者数です。

地元の熱意度がそこに表れていると思うので、そうした点も評価すべきだと思います。

そうすることで、委員間のばらつきがあるとすれば、評点に非常に大きな差が出てきますが、ある程度の目安を示しておくべきではないかという気がします。

寺嶋均（委員長）

事務局案の同意書があることで40点と評価することは、結構な話だと思います。

また、同意書がない場合は実質マイナス10点という考え方で、①番～⑥番を合計した際の最大点を30点としています。

このような受け止め方も出来ると思いますが、その点どうですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

そうした考え方で資料作成しました。

やはり同意書の有無で差をつけて当然だと考えています。

河邊安男（副委員長）

周辺住民の理解度・協力度の配点は40点なので、①番～⑥番を合計した際の最大点が30点ではまずいと思います。

同意書があれば10点を加点し、なければ加点なしとすれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

①番のアンケート実施及び会議開催等による意見の集約方法は、事務局で調査するという
ことで良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

参考資料③をご覧ください。

町内会等の対応欄にアンケートの実施、地域会合の開催、その他意見集約の実施、同意書
の提出の4点を纏めています。

岩井邦夫（委員）

反対のための会合を開いたこともプラス評価するのですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

事務局としては、3次審査は加点評価なので、反対のための行動についてはプラス評価し
ないことが妥当だと考えています。

岩井邦夫（委員）

それなりの会合を開いてもゼロ点ですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

あくまでも反対のための行動はプラス評価しないことが妥当だと考えています。

岩井邦夫（委員）

しかし、会合を開くまでは分からなかったということもあると思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

最終的な状況が反対であれば、プラス評価しないことが妥当だと考えています。

岩井邦夫（委員）

周辺住民意見交換会で配布したアンケートの結果はどこに反映されますか。

大須賀利明（事務局：工場長）

アンケート結果は、参考資料③の左側で集計しています。

岩井邦夫（委員）

しかし、この集計結果は評価リストには入ってきません。

大須賀利明（事務局：工場長）

これを1つの参考として、評価する際の材料として活用していただければと思います。

藤森義韶（委員）

先程申し上げた全世帯数に占める参加率も、各委員の判断に任せるということですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

参考資料③の左側に参加率を記載しているので、こちらも評価する際の材料として活用し
ていただければと思います。

亀倉良一（委員）

参加率を厳密に算出することは出来ないと思いますが、例えばアビック21の参加率は0.
3%です。

何を分母にしているのかということと、地域によっては個人として出席している場合と、

代表して出席しているという町内会がありました。

その辺の整理は、この参加率の中で読み取れますか。

大須賀利明（事務局：工場長）

参加率の分母は町内会毎の世帯数で、分子に市議会議員等の他地区の出席者は加えていません。

また、周辺住民意見交換会の開催案内文は世帯毎にポスティングしているのですが、区の役員の方が意見を纏めた状況等は把握しておらず、数字として反映していません。

あくまでも、周辺住民意見交換会に何名の方が出席したかということで考えています。

亀倉良一（委員）

周辺住民意見交換会で、個人参加ではなく地区の代表参加のような町内会がどこなのか把握していますか。

大須賀利明（事務局：工場長）

代表参加という把握は全くしていません。

先程説明した通り、開催案内文は世帯毎にポスティングしており、どのような立場で出席されたのかまでは分かりません。

柴田圭子（委員）

周辺住民意見交換会における意見と質問を纏めた資料に、代表として参加している方の記述があったと思いますが、それは各委員で判断するという事で良いですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

確か岩戸地区だと思いますが、どのような代表なのか具体的なことは把握していないので、アバウトに捉えるしかないと考えています。

寺嶋均（委員長）

今、No.1 4 周辺住民の理解度・協力度の評価に関する配点と重みづけ及びアンケートの取り扱いなどの説明がありましたが、No.1 5 経済性及びNo.1 6 地域社会貢献について、どのような評価フレーム及び形式で評価するのかという点に関する説明は、これからありますか。

大須賀利明（事務局：工場長）

本日、出来れば最後のNo.1 6 地域社会貢献まで説明したいと考えています。

ただ、周辺住民意見交換会が終了した後の本日の会議の中で重要視している点は、No.1 4 周辺住民の理解度・協力度について、評価における着目点毎の配点及び地元町内会と周辺町内会の重みづけの決定です。

先程、河邊副委員長からも配点の考え方について意見をいただきましたが、あくまでも事務局案はたたき台と考えているので、審議のうえ決定していただければと思います。

渡邊忠明（副委員長）

⑤番において反対が強いと判断した町内会は、②番の情報把握の正確さ及び③番の理解の深さは低い評価となる傾向がありましたが、非常に情報を的確に把握し理解も深いものの、反対という町内会が1団体だけありました。

②番と③番の配点の合計は5点なので大勢に影響はないと思いますが、その辺をどう考えたら良いか確認します。

浅倉郁（事務局：主査）

②番の情報把握の正確さ及び③番の理解の深さは認められるものの、事業に対しては反対という町内会はあると思います。

事務局としては、あくまでも3次審査は加点評価と考えているので、賛成というベースがあって初めて加点評価することをお願いしたいと思います。

岩井邦夫（委員）

重みづけですが、地元町内会が8割、周辺町内会が2割という割合は反対です。

全ての町内会は、たかだか300m以内に位置し、また、土地所有者が地元町内会に居住している候補地があります。

当然その方々は賛成です。

そうした地元町内会を重く見ることは、公平性に欠けるのではという気がするので、色々な意見があるとは思いますが、300m以内と決めたのであれば、全部同等に考えるべきです。

寺嶋均（委員長）

事務局案における重みづけは、全体を10割として地元町内会が8割、周辺町内会が2割ですが、周辺町内会の重みを増やしたほうが良いという意見です。

岩井邦夫（委員）

重みは全町内会で同じにすべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

全て同じですか。

岩井邦夫（委員）

はい。

土田寛（委員）

これまでの経緯の中で、特に3次審査のNo.14周辺住民の理解度・協力度の配点を40点と重く設定したことは、用地検討委員会の成り立ちそのものも含め、非常に重要な視点だと思います。

No.14は、定性的な評価なので、改めて慎重に検討すべきだと考えています。

なお、周辺住民意見交換の全てに出席しているわけではないので、DVDなどを介してしか理解していない部分もありますが、一旦、この長丁場の中で委員の方々が分担して出席した周辺住民意見交換会は、一定程度、皆で情報などの共有化をしておく必要があると感じています。

まず、私が受けた印象ですが、周辺住民意見交換会の一部の出席者の大きな声が非常に印象的でした。

たまたま合併前後という、印西市ないしは組合が抱えている宿命だとは思いますが、新市街地バーサス旧村部という構造が赤裸々に見えたという意味からすると、まだまだ都市経営は難しいことを痛感させられたところです。

建付けが公募になっているので余計ですが、都市住民の現状に対する不平不満も分かりやすく、郊外住民における降って湧いたような話に対しては、ある部分、動揺めいたものを私

自身は感じていて、実は3次審査の中で、そうした前提や印象を持ったうえで、それぞれの方達の気持ちみたいなものを更に推しはかることについては、一定程度以上の抵抗感を持っているというのが大きいです。

そうした印象は、私の印象として留めておきますが、まずNo.1 4 周辺住民の理解度・協力度における重みづけの問題ですが、例えば参考資料③に記載されている全体意見交換会における建設に対する考えでは、吉田地区に賛成5票が入っています。

しかし、参加者欄を確認すると吉田地区の住民は出席していません。

なぜ、こんなところに賛成5票があるのかは、色々な資料を詳細に見ていけば何となく分かりますが。

また、例えば岩戸地区の参加率は、ポスティングした世帯に対して、地元町内会の岩戸が3.9%で、周辺町内会の柏木台が90%近い状況なので、単純に地元と周辺で図れないのではないかと感じました。

直接当時者の協力を得て、本事業を円滑に推進したい組合の気持ちは十分に理解していますが、冒頭申し上げたように、市の成り立ちも含めて、かなりセンシティブな内容を含んでいるので、まずは一部の大きな声を取り除いたときに、全体像としてどのように見えるか議論したいと考えています。

そういう意味では、少しブレーキをかけるようで恐縮ですが、重みづけは参加者の数及び母体としての世帯数に対する割合が他地区の意見で引っ張られてしまったような話の中で、ややもすると大きな声にかき消されてしまったサイレントマジョリティーがいるかもしれません。

よって、今日、提出された資料だけでは判断しかねるというのが正直なところです。

寺嶋均（委員長）

現在、4時半になりますが、事務局は、No.1 4 周辺住民の理解度・協力度を出来るだけ早く纏めたいという意向なので、着目点毎の配点と重みづけだけは決めたいと思います。

なお、⑦番に同意書の有無とありますが、同意書があれば40点というということは、①番～⑥番の項目との関係で考えると、同意書に10点の配点をしている形に受け止められません。

そうすると、⑤番の賛成の程度の配点の15点よりも低くなってしまいます。

やはり、同意書のほうが高い配点にならないとおかしいと思います。

土田寛（委員）

吉田地区から熱烈歓迎のラブコールをいただいていることは、周知の事実だと思いますが、私の感想、印象では、現在地を反対している方々は、議員さん、委員さん含めて多々いらっしやる中、これまで相当の議論をしています。

迷惑施設ではない安全な施設で、これからの環境問題を考えるためのエネルギー源という建付けがあるにも関わらず、表面化するバーサスの関係のようなことを如実に拝見する中で感じたことは、たまたま除染に伴う中間貯蔵施設等の問題が話題になっていますが、降って湧いた話なので、関係自治体の首長は大変だと思います。

原発は東京電力が最初から悪いわけではなく、関係自治体とウィンウィンの関係で始まっ

たはずです。

その二の轍を踏むことはないと確信していますが、先方が来てくれと言っているからというだけの話で、それをどう判断するかは、やはり2市1町の都市計画サイドで1度持ち帰るべきで、地元が良いと言っているのであれば良いというスタンスは、端的に言うと都市計画権限の放棄です。

都市計画責任に対して全く責任を負っていないという意味で言うと、同意書の有無は流れとすれば分かりますが、もう一步アングルを置いた評価みたいなものも一定程度しておかないと、後世の人間に説明がつかないです。

万が一何かがあったとき、それは原発であっても何もないはずだったのです。

これは都市部と郊外部の関係と、東京と地方の関係と似ていて、大きいか小さいかの違いです。

一応の議論をした流れの中で、配点は40点で一向に構いませんが、その辺の印象だけは意見として述べておきたいと思います。

藤森義韶（委員）

在来地区と新住地区との違いがあり、在来地区の方から見れば、新住地区は全て色々な施設が出来ているのではないかと、我々のところに迷惑施設だけをなぜ押し付けるのだという至極当然の本音の意見があります。

清掃工場は地元にとって、ごみ収集車の通行など色々な障害がありますし、候補地からの距離にしても、一部が300m以内に掛かり、もしかすると遠いところは2km位に及んでいる自治会もあるかもしれません。

そういうことを考えれば、色々な形で住民の受け取る感触は非常に違うと思いますので、同意書がある町内会の評価を最大の40点とすることは、非常に良い提案だと思います。

亀倉良一（委員）

同意書の配点付けの問題ですが、結局①番～⑥番は、それぞれ内容がある評価方法なので、その全てが最高点であれば、合計として40点になるわけです。

同意書があるかどうかというのは、要は形式の問題であり、①番～⑥番で最高点を示した結果が同意書という形で確認されているということです。

よって、評価点としては⑦番の同意書の有無は、どちらかと言えば定性的に考え、最終答申書の中に特に特記するという位置付けが良いと思うので、配点は①番～⑥番で行えば良いと思います。

また、重みづけの問題ですが、8割、2割という割合は非常に問題があると思います。

岩戸地区は関係町内会が4団体ありますが、果たして岩戸地区の地元町内会が岩戸であると厳密に言えるのかどうか分かりません。

武西地区にしても、関係町内会である武西と戸神のうち、武西が地元町内会となっていますが、果たして本当にそうなのかという点が非常に曖昧です。

これは他の候補地にしても同様のことが言えます。

そういう意味では、地元をどこに据えるかという位置付けに問題があると思います。

また、8割と2割という点で言うと、非常に大きな矛盾が生じると思います。

先程意見がありました。岩戸地区を例にすると、周辺住民意見交換会の出席者の参加率が3.9%しかない岩戸の意見を全体の8割とみなすことは、非常に大きな矛盾です。

逆に言うと、滝地区に関係する滝野自治会連合会の参加率2.9%は、分母が違うので人数が全然違います。

それを含めて、宗甫と滝野自治会連合会は、全体の2割しかみなさないとなると、必ず凄く大きな反発が出ると思うので、どこの町内会も平等に見たほうが説明しやすい感じがします。

寺嶋均（委員長）

事務局で何かありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

No.14 周辺住民の理解度・協力度は、40点という非常に大きな配点としているので、やはり慎重に評価すべきと考えます。

皆様には、評価リストに基づき5段階評価の他、特記事項を記載していただきましたが、その内容も、委員の皆様が全ての周辺住民意見交換会に出席していただいたわけではありませので、個々で色々な意見があると思います。

よって、次回会議で、そういったものを出し合っただき、委員による意見交換を行ったうえで再評価していただくことを考えています。

寺嶋均（委員長）

亀倉委員から、①番～⑥番で40点を配分するほうが良いのではないかという意見がありましたが、配分について、次回会議までに各委員で良く検討し、あるいは評価リストと一緒に事務局に提出する形にするなどしないと纏めが難しいと思います。

本日は時間も大分経過しているので、事務局からNo.15 経済性とNo.16 地域社会貢献の説明までをお願いします。

岩井邦夫（委員）

その前に1点良いですか。

寺嶋均（委員長）

どうぞ。

岩井邦夫（委員）

同意書の件ですが、応募があった地域に対する順位付けの際の説明でも、同意書があれば満点ですと説明し、そのように我々はアプローチしています。

同意書が提出されたということは、相当その地域で誘致意欲があるということです。

当然反対者もいると思いますが、そうした中で纏まって出てきた結果なので、きちんと重視して評価しないと、嘘を言ったのかという話になります。

よって、同意書が提出されたら無条件で40点と評価することは1つの考えだと思います。

寺嶋均（委員長）

同意書を提出したということは、大変重いものであることは確かです。

河邊安男（副委員長）

私も同意書に相当な重きを置いた評価の仕方をしなければ駄目だろうと思います。

同意書の提出があれば、40点の評価をしなければいけないと思います。

また、参加率の件ですが、確かに色々と意見がありますが、これをどのように評価するのか、参考にするのか、どの程度の重みを持たせるのかといったことは、各委員で判断せざるを得ないと思います。

参加率は、予め決している評価基準の着目点に掲げていないので、各委員が良識をもって判断材料にすれば良いと思います。

また、先程の土田学識経験委員の意見ですが、原発と焼却施設を同一レベルで評価するのは非常に難しいです。

過去において、焼却施設が原発と同じような大事故を起こした例はありません。

粗大ごみ処理施設に使い捨てのボンベ等が混入して爆発事故を起こすことが事例としては多々ありますが、どの程度の被害を及ぼしているかと言うと、火災が発生した場合は消防車が来ますが、敷地内で収まるレベルです。

敷地外に被害や影響を及ぼす事故はありませんので、原発と同レベルで評価することは違うと思います。

柴田圭子（委員）

吉田地区の地元町内会である吉田は、アンケート結果を見ると、ほとんどが賛成の中で反対の方が2人ほどいます。

同意書が提出されたことは、本当に重いことで、凄く大変な努力をしたうえの結果であることは十分理解していますが、少数の反対の方を全く無視して、同意書が提出されたから満点という判断で本当に良いのかどうか、難しいところです。

同意書の提出をもって40点とするのか、先程委員長が仰ったように、同意書の配点を1番多くしたうえで、他の着目点も合わせて評価する方法が良いのか迷っています。

岩井邦夫（委員）

同意書が提出されたということは、単なるアンケート結果ではなく、色々な意見を闘わせて、組織で決定したということなので、物凄い重みのある話です。

よって、それは最大限評価する必要があると思います。

なお、反対者は、どこの世界でも必ずいるので、無視するわけではありませんが、それは仕方のないことだと思います。

寺嶋均（委員長）

どうしても民主的な決定方法の最後は多数決に行き着きます。

出来るだけ少数意見を尊重するということはありますが、そこが強調されるとなかなか物事を決められないという事態になると思います。

町内会を纏める過程で、恐らく相当の説明や尽力があり、反対意見を乗り越えて同意書を提出されたと思うので、適切に評価する必要があります。

柴田圭子（委員）

私は吉田の周辺住民意見交換会に出席しましたが、地域として大賛成のような中で同意書まで提出があっても、アンケートに反対と印して会場を後にした方がいたことが気になります。

寺嶋均（委員長）

同意書が提出された場合は40点と評価することで良いと思いますが、各委員で評価の考え方、着目点毎の配点、重みづけなどを検討しておいてください。

黒須良次（委員）

参考資料③のアンケート結果の数字ですが、事前に郵送されているアンケートの集計結果と違う数字が記載されています。

例えば参考資料③では、アビック21の反対4、わからない1、サンクタスの反対6、わからないゼロとなっており、その下のアンケート結果では、周辺の300m以外の方がアンケートを提出したことになっていますが、事前に郵送されているアンケートの集計結果では、アビック21を対象とした周辺住民意見交換会におけるアンケートの提出数が5件で、そのうちアビックの居住者の反対者が2名となっているなど、サンクタスも含めて数字に違いがあります。

大須賀利明（事務局：工場長）

参考資料③に記載している地元欄は、候補地が属する町内会に居住している方が提出したアンケート数が記載されています。

アビック21とサンクタスは周辺町内会という取り扱いになっています。

黒須良次（委員）

300m以内であるのに、周辺と呼ぶのはなぜですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

地元町内会が現在地にはないということです。

柴田圭子（委員）

現在地内に町内会のエリアはないということです。

黒須良次（委員）

地元というのは、300mの範囲を設定した際、町内会等の組織として管理組合を対象にしたから、サンクタスが対象になったのではないのですか。

柴田圭子（委員）

地元というのは、吉田地区や岩戸地区のように、候補地内に町内会のエリアが掛かっている場合を指します。

そういう意味だと、現在地内には町内会等はありません。

アビック21とサンクタスは、現在地内にありません。

黒須良次（委員）

300m以内にアビック21とサンクタスが入っていれば、それが地元町内会ではないのですか。

岩井邦夫（委員）

違います。

候補地内に町内会エリアがあるかないかです。

柴田圭子（委員）

現在地以外の候補地は、候補地内に町内会のエリアがあります。

岩井邦夫（委員）

候補地内に町内会のエリアがある場合は、その町内会が地元町内会となります。

黒須良次（委員）

地元と周辺の区別の仕方について分かりましたが、アンケートの反対者の半分以上は、アビック21とサンクタスに居住していない、300m以外の方から提出のあったものなので、その辺の数字は、正確に捉えられないような集計の仕方になっていると思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

あくまで数字は集計だけの数字です。

個々のアンケートの集計は、居住地を付記して皆様に提出しているので、その内容で判断していただくことで理解願います。

寺嶋均（委員長）

それでは、No.15 経済性とNo.16 地域社会貢献の説明を手短にお願いします。

朝日大輔（コンサルタント：課長）

まず、3次審査No.15 経済性を説明しますので、確認資料の9ページをご覧ください。

上側の帯の部分は既に会議で決している内容で、大項目、小項目、評価の考え方などを記載しています。

下の表が新たに作成したものです。

評価の考え方にに基づき、用地取得費、基盤整備費用、30年間分の収集運搬費用及び収益費用という4つの項目を掲げています。

基盤整備費用は、更に細目として①番～⑨番の項目を掲げています。

現在、候補地毎に概略造成図を作成していますが、それに基づき伐採、切土、盛土、ブロック積擁壁などの数量を見込みます。

寺嶋均（委員長）

No.16 地域社会貢献も続けて説明してください。

鈴木幸造（コンサルタント：常務執行役員）

3次審査No.16 地域社会貢献を説明しますので、確認資料の10ページをご覧ください。

各候補地の社会貢献ということで、各地域の特性を活かし、社会貢献の項目としてなり得るものとして、横軸に排熱利用、環境学習、福祉関連、防災機能、情報発信、産業振興の6項目を掲げています。

なお、産業振興は雇用創出も含む形で考えています。

赤字で記載した合計30点の配点は事務局案なので、今後、審議をお願いします。

排熱利用と産業振興の配点案は、それぞれ大きく10点としていますが、やはり地域社会への貢献度ということで考えると、これらは大きな期待や将来性があると考えました。

また、縦軸に各候補地の地域特性を簡単に整理しています。

寺嶋均（委員長）

本日は資料説明だけで、次回会議までに各委員で検討を進めてほしいと思います。

次第6 その他

寺嶋均（委員）

次第の6番、「その他」を議題とします。

まず、事務局から何かありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

用地整備検討委員会の最終答申までのスケジュールについて説明しますので、会議資料の3ページをご覧ください。

9月末の最終答申まで2カ月となりました。

今後の会議開催数は、本日を含め3回を予定していましたが、会議の進捗等を踏まえ、当初予定していた2回目の現地調査日に合わせて会議も開催すること、又は現地調査を会議開催に振り替えていただければと考えています。

また、現行では、9月19日を最終答申日としましたが、9月最終週の29日へ繰り下げるスケジュールを組みました。

また、お盆の時期に会議を予定していましたが、1週ずらす形として、次回会議は8月24日にお願ひ出来ればと考えています。

寺嶋均（委員長）

スケジュールは各委員の都合があると思うので、まず、次回会議の日程をはっきりしたいと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

次回会議は8月24日にお願ひ出来ればと考えています。

岩井邦夫（委員）

時間は13時からですか。

浅倉郁（事務局：主査）

会議開催は13時からと考えていますが、2回目の現地調査も合わせて行うことであれば、午前中に集合していただく形になります。

当初、8月17日に2回目の現地調査を予定していました。

この現地調査は、3次審査No.16地域社会貢献に関する調査です。

ただ、会議の進捗等を考えると、現地調査を会議に振り替えさせていただければ、審議を重点的に行えるものと考えています。

藤森義韶（委員）

8月17日も会議を開催するという意味ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

8月17日の会議開催は考えていません。

次回会議は8月24日にお願ひしたいと思います。

土田寛（学識経験委員）

青色の欄が事務局の最終スケジュール案ですね。

亀倉良一（委員）

8月24日は、午前中に現地調査、午後から会議ということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

現地調査も実施するというのであれば、やはり午前中からお願いしないと時間的には厳しいと考えていますが、現地調査を取り止めることも考えられると思います。

亀倉良一（委員）

現地調査は1回実施していますが、2回目の現地調査を行う具体的な目的は何ですか。

1度見た場所を具体的な目的もなく再度見るだけでは、余り意味がないと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

3次審査における特にNo.16の地域社会貢献について、改めて現地へ赴き、排熱利用や産業振興などの可能性、優位性及び将来性などを確認することが目的と考えています。

しかし、事務局としては、既に現地調査は1回実施していること及び3次審査の配点等がまだ決まっていないので、集中的に審議していただく会議に振り替えていただければと考えています。

寺嶋均（委員長）

現地の再確認はそれなりの意味があるとは思いますが、会議で詰めなければならない配点や重みづけなどが山積していると思います。

岩井邦夫（委員）

会議で議論することも必要ですが、地域社会貢献は地元の意見を聞く必要があると思います。

地域社会貢献だけは、委員が勝手に絵に描いた餅を考えて点数を付けるということは無理だと思います。

寺嶋均（委員長）

ただ、現地調査の際、地元の意見を聞くことは無理だと思います。

岩井邦夫（委員）

地元の意見を聞かないと、実際に評価は無理だと思います。

寺嶋均（委員長）

最終答申の時期が迫っている中、議論しなければならないことがたくさんあると思うので、会議優先にせざるを得ないと思います。

土田寛（学識経験委員）

青色の欄が事務局の最終スケジュール案なので、8月24日、9月7日、9月21日の会議開催で良いかどうか。

渡邊忠明（副委員長）

いずれにしても手ぶらで現地へ赴いても仕方ありません。

やはり詰めるところは詰めたうえで現地調査を実施しないと意味がないと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、お盆の関係もあるので、次回会議は8月24日の13時からでお願いします。それ以降のスケジュール及び現地調査の実施は、事務局で改めて検討してください。

また、No.1 4 周辺住民の理解度・協力度に関する評価リストの提出期限を定める必要があります。

浅倉郁（事務局：主査）

8月11日までの提出でお願い出来ますか。

寺嶋均（委員長）

それでは、評価リストの提出期限は8月11日とします。

岩井邦夫（委員）

メール提出でも良いですか。

寺嶋均（委員長）

メールの場合、手書きのものを打ち直す必要があります。

浅倉郁（事務局：主査）

相当な量になると思います。

寺嶋均（委員長）

郵送でも良いと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

本日、全体意見交換会の会議録等も配付しましたので、周辺住民意見交換会に関する全ての評価資料を皆様に提出した形になります。

岩井邦夫（委員）

今日、評価リストを提出しても良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

寺嶋均（委員長）

それでは、次回会議は8月24日に開催、また、評価リストは8月11日を提出期限とします。

なお、評価リストをメール提出する際に必要となる作成データを全委員へメール送信しておいてください。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

寺嶋均（委員長）

本日、3次審査に関しては、基本的に説明だけで終わってしまいましたが、次回会議が円滑に進むよう、委員は予習をお願いします。

次第7 閉会

寺嶋均（委員長）

長時間ありがとうございました。

これで閉会とします。

平成26年8月3日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（第13回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26 年 9 月 7 日

委 員 長 寺嶋均

会議録署名委員 藤森義嗣

会議録署名委員 山口 進